

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定
令和6年4月1日
令和7年4月1日
令和8年4月10日
最終改正

1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第35条第1項、第172条第5項及び第174条第3項の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理（別に定めるものを除く。）に要する経費、及び重要文化財の公開活用に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、重要文化財の所有者又は法第32条の2若しくは法第172条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。ただし、3.（1）ウ（ア）から（ウ）については、文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）、3.（1）ウ（エ）については、当該文化財の所在する地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）も可とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（（1）ウ（イ）から（エ）については、保存活用計画を策定している場合に限る。）とする（これらの事業施工上必要な調査事業を含む。）。

（1）建造物

ア 修理事業

- （ア） 解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理
- （イ） 災害復旧工事

イ 管理事業

- （ア） 警報設備、消火設備、避雷設備、防盜、防犯設備、避難設備の設置工事
- （イ） 鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事
- （ウ） 耐震診断
- （エ） 先端技術活用調査
- （オ） 災害復旧工事

ウ 公開活用事業

- （ア） 保存活用計画の策定
- （イ） 重要文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備
- （ウ） 重要文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備
- （エ） 重要文化財建造物の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備

（2）美術工芸品

ア 修理事業

- （ア） 修理（剥落、腐蝕防除工事等を含む。）
- （イ） その他保存のために必要なもの（保存箱、台座等）の新調及び修理工事
- （ウ） 災害復旧工事

イ 管理事業

- （ア） 建造物の管理事業に準ずる工事
- （イ） 美術工芸品を直接保護するための未指定建造物の屋根葺替、及び修理工事（保存庫を造つ

- た場合の経費の範囲内でなされる工事)
 - (ウ) 免震台・免震装置設置工事
 - (エ) 災害復旧工事
 - ウ 公開活用事業
 - (ア) 保存活用計画の策定(策定後に修理事業を行うものに限る)
- ※ただし、特に認めたものに限る

なお、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、優先採択等の措置を講じる。

- ① (1) ア (ア) 並びに (2) ア (ア) 及び (イ) について、地方公共団体が補助事業者で修理が完了する翌年から5ヶ年について収入増加が見込まれる場合
- ② 2. の補助事業者で保存活用地域計画又は保存活用計画で具体的な活用方策が記載されている場合
- ③ (1) ア (ア) 及び (イ) (ウ) 並びに (2) ア (ア) 及び (イ) について、国土強靱化地域計画の中で補助事業の対象となる文化財が具体的に記載されている場合
- ④ (1) ア 及び (イ) 並びに (2) ア 及び (イ) について、補助事業の経費に充てる目的で国又は地方公共団体が所有する文化財の修理に際して、資金調達や自己収入の拡大を行っている場合

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

なお、修理事業(災害復旧事業を除く)については、総事業費から修理が完了する翌年から5ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする。

(1) 修理・管理事業

① 建造物

- ア 修理工事経費
- イ 防災工事経費
- ウ その他工事経費
- エ 情報発信経費
- オ 設計料及び監理料
- カ 事務経費

② 美術工芸品 ① に準ずる

(2) 公開活用事業

① 建造物

- ア 保存活用計画策定経費
- イ 建築工事経費、設備工事経費、環境整備費
- ウ 解説整備事業費
- エ 設計料及び監理料等
- オ 事務経費

② 美術工芸品

- ア 保存活用計画策定経費
- イ 事務経費

5. 補助金の額

- (1) 補助事業者が地方公共団体又は営利法人以外の者である場合の補助率は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。なお、美術工芸品の公開活用事業を建造物の公開活用事業と一体で行う場合には、下記にかかわらず、建造物の加算率を適用することができるものとする。

建造物の修理, 防災事業, 公開活用事業 美術工芸品の防災事業		美術工芸品の修理事業, 公開 活用事業	
事業規模指数	加算率	事業規模指数	加算率
0.1以上 0.2未満	5%	0.01以上 0.05未満	5%
0.2以上 0.3未満	10%	0.05以上 0.2未満	10%
0.3以上 0.6未満	15%	0.2以上 0.5未満	15%
0.6以上 1.5未満	20%	0.5以上 1.0未満	20%
1.5以上 3.5未満	25%	1.0以上 2.5未満	25%
3.5以上10.0未満	30%	2.5以上 5.0未満	30%
10.0以上	35%	5.0以上	35%

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{（補助対象となる総事業費／当該補助事業の施工年度数）}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

(ア) 当該補助事業の施工年度数

建造物の防災事業、公開活用事業、美術工芸品の修理、防災事業、公開活用事業
国の会計年度に基づき全工期（事業期間）の年度数

建造物の修理事業

全工期（事業期間）の月数を12カ月で除した数を年度数とし、小数点以下の数字は1年度とする

(イ) 当該補助事業者の財政規模

法人の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

個人の場合

前年分の収入額（前年分の収入額が未確定の場合は前々年分の収入額）

イ アに該当する事業者について、寄付（クラウドファンディング等を含む）により資金調達した場合においては、アで定める加算率を5%減じた上で、当該資金調達によって得られた額（補助対象経費の10%を上限とする。）をさらに加算することができる。

ただし、加算後の補助率は補助対象経費の85%を超えないものとする。

ウ 次の（ア）から（イ）の事項については、補助率の加算を行うことができる。ただし、加算後の補助率は補助対象経費の85%を超えないものとする。

(ア) 同一会計年度内において、同一の補助事業者が2以上の補助事業（重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項及び観光拠点整備事業（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業）のうち3.（1）①カ及びキ並びに④を含む。）を実施する場合には、それぞれの補助事業規模の財政規模に対する割合と2以上の補助事業規模の合算額の財政規模に対する割合と比べ補助率に5%以上の差が生じた場合には、その1つの補助事業に対し、5%を限度として補助率の加算を行うことができる。

(イ) 美術工芸品の修理事業にあつては、当該物件が文化庁長官の勧告等により国立博物館等に出品されている場合には、出陳期間に応じ、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

勧告・承認		寄託	
出陳期間	加算率	出陳期間	加算率
5年未満	5%	5年以上20年未満	5%
5年以上	10%	20年以上	10%

(2) 補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%と

する。

ア 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

イ 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。

なお、過疎法附則第5条に規定する特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置については、別に定めるものとする。

（3）補助事業者が、営利法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。

（4）補助事業が国有文化財に係るものであつて、当該補助事業者が管理団体である場合の補助率は、上記により算定した率が65%に満たない場合にあつては65%とする。

（5）当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は上記により算定した率が80%に満たない場合にあつては80%とする。

（6）補助事業が災害復旧事業等として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

（7）補助事業者が令和元年9月2日付け元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等により整備等が必要と判明した世界文化遺産、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

（8）補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行し、令和8年度予算から適用する。ただし、5（1）イは令和11年度予算までの適用とする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明																																							
重要文化財（建造物・美術工芸品）修理・防災事業	①建造物 ア 修理工事経費	本工事費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当																																								
						共 済 費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む																																				
									旅 費	費用弁償																																		
												需 用 費	消耗品費 燃料費 修繕料	機械器具の修繕料																														
															役 務 費	〇〇費 保管料 火災保険料 通信運搬費 手数料 〇〇費																												
																		委 託 料	〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託	本工事の全部又は一部を委託する経費																								
																					使用料及び賃借料	借料及び損料 〇〇損料	工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料																					
																								工事請負費	請 負 費	本工事の全部又は一部を請負で 施工する場合の経費(契約によるもの)																		
																											原 材 料 費	工事材料費 加工材料費 木 材 費 石 材 費 金属資材費 〇〇費 雑 資 材 費	本工事に必要な原材料の購入費															
																														備品購入費		わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 機械器具等の購入費(工事完了 後、売払い等の処分をすること)												
																																	共通工事費 附帯工事費 工事人件事務費		} 本工事費に準ずる 直営で工事施工する場合の技能員等経費									
																																				給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当							
																																							共 済 費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む			
																																										旅 費	費用弁償	

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理・防災事業	イ 防災設備工事経費	本工事費	給 報 職員手当等	与 酬	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
			共 済 費	費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む
			旅 費 役 務 費	費	費用弁償 通信運搬費 火災保険料 手 数 料 〇 〇 費	
			委 託 料		〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託	本工事の全部又は一部を委託する場合の経費
			使用料及び賃借料		借料及び損料 〇 〇 損 料	工事に直接必要な建物、土地等の借上料
			工事請負費		請 負 費	本工事の全部又は一部を請負で 施工する場合の経費、移築工事、曳家工事等
			原 材 料 費		工事材料費 加工材料費 木 材 費 石 材 費 〇〇資材費 雑 資 材 費	
			備品購入費		消 防 器 具	消火器、消防ポンプ車等 } 本工事費に準ずる
			補 償 金		立木伐採補償金 〇〇保証金	
		ウ その他工事経費 エ 情報発信経費 オ 設計料及び監理料	アに準ずる 委 託 料	委 託 料	設 計 料 監 理 料	耐震診断を含む 耐震診断を含む
	カ 事務経費 (ア)修理工事	人件事務費 事 務 費	(工事人件事務費 に準ずる)		修理工事における直営実施の場 合の技術者関係人件事務費 事業実施に伴う事務費で上記以 外の経費	
			給 報 職員手当等	与 酬	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇 〇 手 当	

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理・防災事業	イ 防災設備工事費 ①イに準ずる ウ その他工事費 エ 情報発信経費 ①エに準ずる オ 設計料及び監理料 ①オに準ずる カ 事務経費	事務費	工事請負費 原材料費	請負費 諸資材費	工事の一部又は全部を請負で施工する場合
			旅費 需用費 役務費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 〇〇費 通信運搬費	必要に応じ定める 報告書(特に認めた場合に限る)、写真焼付等

重要文化財公開活用事業	①建造物 ア 保存活用計画策定経費	計画策定経費	給 与 報 酬 職員手当等 共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 費 使用料及び賃借料	時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 ○ ○ 手 当 社会保険料 ○ ○ 保 険 料 調 査 謝 金 打 合 会 出 席 謝 金 原 稿 執 筆 謝 金 ○ ○ 謝 金 普 通 旅 費 特 別 旅 費 費 用 弁 償 印 刷 製 本 費 消 耗 品 費 会 議 費 ○ ○ 費 通 信 運 搬 費 写 真 焼 付 料 手 数 料 ○ ○ 費 測 量 費 函 面 作 製 費 ○ ○ 委 託 費 借 料 及 び 損 料	会計年度任用職員を含む 計画策定の全部又は一部を委託する経費 地上実測、航空写真実測等 図化費 会場借上料等
	イ 建築工事経費 設備工事費 環境整備費	本工事費	給 与 報 酬 職員手当等 共 済 費 旅 費 需 用 費 役 務 費	時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 ○ ○ 手 当 社会保険料 ○ ○ 保 険 料 費 用 弁 償 消 耗 品 費 燃 料 費 修 繕 料 ○ ○ 費 保 管 料 火 災 保 険 料 通 信 運 搬 費 手 数 料 ○ ○ 費	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む 機械器具の修繕料 運搬料

重要文化財公開活用事業	ウ 解説設備事業経費	委託費	〇〇測量委託 〇〇調査委託 〇〇試験委託 〇〇委託費	本工事の全部又は一部を委託する経費
		使用料及び賃借料	借料及び損料	工事に直接必要な建物、土地の借上料
		工事請負費	〇〇損料 請負費	器具損料、自動車借上料 本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの)
		原材料費	工事材料費 加工材料費 木材費 石材費 金属資材費 〇〇費 雑資材費	本工事に必要な原材料の購入費
		備品購入費		わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 機械器具等の購入費(工事完了後、 売払い等の処分をすること)
		共通工事費		本工事費に準ずる
		附帯工事費		本工事費に準ずる
		工事人件事務費		
		給報職員手当等	与酬 時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
		共済費	社会保険料	
旅費	費用弁償	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む		
給報職員手当等	与酬 時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当			
共済費	社会保険料			
報償費	〇〇保険料 原稿執筆謝金 翻訳謝金 〇〇謝金	危険な作業を伴う等特別な場合に限る		
旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償			
使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料	会計年度任用職員を含む		

重要文化財公開活用事業	エ 設計料及び監理料等	委託費	役務費 委託費 請負費 備品購入費 需用費	○○損料 通信運搬費 現像焼付料 ○○委託費 消耗品費 印刷製本費 その他需用費	
		技術指導料	委託費	設計料 監理料 翻訳・監修料	
	オ 事務経費	事務費	報償費 旅費 旅費 需用費	技術指導謝金 ○○謝金 普通旅費 普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 ○○費 通信運搬費 手数料 ○○委託料 借料及び損料	文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費 原稿執筆・翻訳謝金等 技術的指導旅費 事業実施に伴う事務費で上記以外の経費 連絡旅費等 指導監督旅費 文具等短期間使用の物品(備品とらないもの) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料 郵便料等 写真撮影料、図化作成費(トレス原紙) 会場借料等
	②美術工芸品 ア 保存活用計画策定経費 イ 事務経費 ①ア、オに準ずる		役務費 委託費 使用料及び賃借料		